

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年5月10日

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場調理業務等委託

(2) 業務内容

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場において、安全でおいしい給食調理を実施し、児童・生徒に提供する。

業務内容等は以下のとおり。

また、詳細については説明書による。説明書の確認方法は6(2)のとおり。

検収補助

給食の調理(作業工程表の作成)

盛付け及び配膳(配食)

食器具等の洗浄・消毒・保管

給食調理業務関連施設設備の清掃及び日常点検

残菜及び厨芥の処理

給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

2 選定の概要等

(1) 選定の目的

学校給食の実施に当たり、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できる受託事業者の候補者の選定を目的とする。

(2) 選定の概要

令和5年度から令和6年度の2年間に区内小・中学校及び学校給食太子堂調理場で新規委託が生じた場合、又は委託事業者を見直す必要性が生じた場合にその受託資格を有する「受託資格認定業者」を選定する。

今回選定した受託資格認定業者から、令和5年度新規委託予定校及び受託事業者を見直す学校を受託するための「提案書」及び「見積提案書」の提出を受け、第2回目以降の業者選定委員会を開催し、受託事業者の候補者を決定する。(令和6年度委託に関しては、令和5年度に「提案書」等の提出を依頼する。)その際に、通常1年間(年度)の委託事業者を決

定するが、場合によっては年度途中からの受託事業者を決定する場合もある。

受託事業者の候補者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、受託校より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

(3)「受託資格認定業者」選定者

小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会管理職等から構成される「業者選定委員会」で「提案書」等の審議を行い決定する。

(4)「受託資格認定業者」認定期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

3 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録されていること。

(2) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。

(3) 100名以上の従事者(パート社員を含めても可)を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。

(4) 令和2年度以降、300名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を5件以上受託した実績があること。

(5) 令和2年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りでない。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

4 提案書の提出者を選定するための基準

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、次の基準に基づき審査及び評価を行い、提案書の提出者を選定する。この場合は、選定次第速やかに参加表明のあった事業者に通知する。

(1) 前記に定める参加資格のすべてを満たしていること。

(2) 学校給食の意義や特色を十分理解し、積極的に協力することができる事業者であること。

(3) 衛生管理、安全管理、学校給食の意義等について、パート社員を含め十分な従事者教育及び

研修体制が確立されていること。また、十分な教育及び研修が行われた従事者の配置が可能であること。

(4) 従事者の健康管理が十分に行われていること。

5 事業者を特定するための評価基準

(1) 学校給食に対する会社としての取り組み姿勢

(2) 衛生管理・安全管理

(3) 特定テーマに対する取り組み姿勢

(4) 問題発生・緊急時対応

(5) アレルギー対応

(6) 研修・教育体制

6 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係

(世田谷区役所第2庁舎3階31番窓口 6月13日以降は第1庁舎2階に移転)

電話：03-5432-2696 FAX：03-5432-3029

E-mail：SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和4年5月10日(火)～5月24日(火)午後5時

方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

目次から探す>「子ども・教育・若者支援」>「小・中学校」>「学校教育の充実」
>「世田谷区立小・中学校調理業務等事業者を募集します」

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和4年5月24日(火) 午後5時まで(必着)

場所：上記(1)の担当部課に同じ。

方法：持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データ(会社概要等除く。)を上記(1)のメールアドレスに併せて送信すること。

その後、全事業者に対し5月31日(火)までに、招請通知又は非招請通知を発送します。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和4年6月28日(火) 午後5時まで(必着)

場所：上記(1)の担当部課に同じ。

方法：持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データを上記(1)のメールアドレスに併せて送信すること。

提案書に関する質疑がある場合は、令和4年6月10日(金)午後5時までに電子メール若しくはファクシミリにより上記(1)の担当部課へ質問票を送信する。質疑に対する回答は令和4年6月17日(金)までに全事業者に対して、電子メール又はファクシミリにより回答(周知)する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約の締結 第2回目以降の業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算の配当を条件として契約する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (6) 参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。
- (7) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。
- (15) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。